

2. この規程は平成 30 年 12 月 3 日第 5 回理事会の議決により、即日施行する。

◎特別組合員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）に長年貢献し、高齢化又は病気等により少なからず営業に支障をきたす、という状況にあるものの、組合運営に引き続き協力したいと希望する組合員を、特別組合員として優遇し、組合組織の強化発展に寄与することを目的とする。

(資格)

第 2 条 特別組合員とは以下の各号全てに該当する者を言う。

- 1) 組合員又は家族従業員の単独営業であること
- 2) 組合加入後満 30 年（通算）を経過していること
- 3) 年齢が満 70 歳以上であること
- 4) 体調不良や介護等やむをえない事由により定休日以外に頻繁に休業したり営業に支障をきたしたりしていること

(申請)

第 3 条 前条の各号全てに該当する組合員で、希望者は特別組合員申請書を支部を経由して理事長へ提出することができる。

2. 特別組合員は、第 2 条各号のいずれかに該当しなくなったとき、速やかに支部を経由して理事長へ届けなければならない。

(特別組合員証)

第 4 条 理事長は、特別組合員申請が適正であると認められる場合、支部を経由して当該組合員に特別組合員証を発行する。

(特典及び義務)

第 5 条 特別組合員は以下の特典及び義務を負う。

- 1) 一般組合員と同様の待遇を組合（本部）から受けることができる
- 2) 希望者は組合本部、支部等の役職に就くことが免除される
- 3) 組合費等の減免（本部組合費の半額）を受けすることができる
- 4) 支部費等の減免は各支部において決定する。

- 5) 全美連「美容所賠償責任補償制度」に加入しなければならない

2. 前項第 3 号の対象及び詳細は組合理事会において決定する。

(資格の喪失)

第 6 条 次の場合に特別組合員は資格を失う。

- 1) 死亡
- 2) 組合員でなくなったとき
- 3) 組合除名処分を受けたとき
- 4) 第 2 条の条件のいずれかに該当しなくなったとき

(規程の変更)

第 7 条 この規程の変更は組合理事会において、出席構成員の過半数の議決を必要とする。

(規程の実施)

第 8 条 この規程は平成 18 年 4 月 17 日第 1 回理事会の議決により、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

2. この規定の変更は平成 25 年 12 月 9 日第 4 回理事会の議決により平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
3. この規定の変更は平成 28 年 5 月 16 日第 54 回総代会の議決により平成 28 年 5 月 17 日から施行する。
4. この規程の変更は平成 30 年 12 月 3 日、第 5 回理事会の議決により即日実施する。

三重県美容業生活衛生同業組合

◎共済見舞金制度規程

(規程の準拠)

第 1 条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第 7 条第 15 号により設置し、三重県美容業生活衛生同業組合共済見舞金制度（以下共済会という）と称す。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の共済及び福利増進を図ることを目的とする。

(加入と会員)

第 3 条 本会は三重県美容業生活衛生同業組合員（以下組合員という）及びその従業員（美容師免許取得者）をもって組織する。

2. 組合員は全員本会に入会するを本則とする。但し、一店舗 1 口とし、複数加入